

件名	特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
主管課	総務部 管理局 人事課
根拠法令等	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (平成22年法律第53号)

【改正の概要】

非常勤職員報酬の日額最高限度額を国家公務員の同限度額の改定に準じて改定する。

〔改正条例〕

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年条例第7号）
特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第4号）

〔改正内容〕

非常勤職員報酬の日額最高限度額等の改定

	現 行	改正後
日額最高限度額	35,200 円	35,100 円(100 円)
現給保障額	37,700 円	37,600 円(100 円)

「現給保障額」とは、平成18年度からの給与構造見直しによる限度額の引下げに伴い、平成17年度以前から引き続き同限度額の適用を受けている職員に対し、激変緩和措置として適用しているもの。

施行日	平成23年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】